

駐車附置義務条例 よくある質問

(令和 2 年 6 月更新)

1.用途について

Q 特定用途、非特定用途とはなんですか。

⇒特定用途とは駐車場法施行令第 18 条に定められる用途で、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場です。非特定用途とは特定用途以外の用途をいいます。

2.附置義務台数について

Q 建築物に複数の用途がある場合の附置義務台数の算定方法を教えてください。

⇒各用途で附置義務台数の算定を行った後に、各用途の附置義務台数の合計^{※1}を繰り上げた値が、その建築物の附置義務台数となります。

※1 延べ面積が 6000 m²に満たない場合は、合計の数値に別表第1(カ)項で算定した数値を乗じた値(条例第 4 条2項)

算定例) 商業地域で、ホテル 5500 m²、百貨店 1500 m²の複合用途施設の場合

$$(5500 \div 200) + (1500 \div 150) = 37.5 \quad \text{附置義務台数 38 台}$$

Q 車庫の延べ床面積は、附置義務台数算定の延べ床面積に含まれますか。

⇒含みません。

Q 機械式駐車場と平面駐車場の両方を設置する場合、平面駐車場で附置義務台数を満たさなければいけませんか。

⇒認定を受けた機械式駐車場で附置義務台数を満たしている場合は不要です。

3.用途変更について

Q 大規模の修繕や模様替えをしない用途変更は届け出の必要はありますか。

⇒不要です。

4.附置義務台数の緩和について

Q 自動二輪車、自転車等の附置をした際の自動車付置義務台数の緩和について教えてください。

⇒自動二輪車を附置する場合は、自動二輪車5台につき自動車2台が緩和され、自転車等を附置する場合は自転車等6台につき自動車2台が緩和されます。

5.駐車施設の構造について

Q 普通自動車用の区画のサイズが2.5m×6.0m以上とされていますが、機械式駐車場の規格にこのサイズがない場合、平面駐車場を設けて駐車施設を確保しなければいけませんか。

⇒認定を受けた機械式駐車場であれば区画のサイズの規定はありません。機械式駐車場に附置義務台数を満たせる場合は平面駐車場の設置は求めています。

Q 身体障害者用の区画のサイズが3.5m×6.0m以上とされていますが、機械式駐車場の規格にこのサイズがない場合、平面駐車場を設けて身障者用の駐車施設を確保しなければいけませんか。

⇒平面駐車場に身体障害者用の駐車施設を設置する必要があります。しかし、車いす対応の認定を受けた機械式駐車場を設置する場合は、平面駐車場への設置は求めています。

Q 機械式駐車場と平面駐車場を設ける場合、平面駐車場に普通乗用車用サイズの区画を確保しなければいけませんか。

⇒機械式駐車場に附置義務台数の30%以上の台数を確保できている場合は、平面駐車場に普通乗用車用の駐車施設を設置することは求めています。